

第 10 回 第 2 農地部 会議事録

日 時 平成30年10月17日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6田口^{たぐち}慶^{よしのり}則^り・7棕^{むくした}下^た 保^{たもつ}・14宮^{みやもと}本^{まさはる} 政^{まさはる}春^{もりやま}・15守^{もりやま}山^{たかゆき} 孝^{たかゆき}之^孝昭^昭
16中^{なかたに}谷^{ひでや} 秀^{にしもり}也^{よしのり}・17西^{にしもり}森^{よしのり} 偉^{よしのり}統^{よしのり}・18結^{ゆうき}城^{ゆうき} 晉^{しんぞう}三^{しんぞう}・20諸^{もろと}戸^{よしあき} 善^{よしあき}昭^昭
22中^{なかの}野^こた^{かたおか}つ^{かたおか}子^{まさいく}・23片^{まさいく}岡^{まさいく} 眞^{まさいく}郁^{まさいく}

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 6田口 慶則・7棕下 保

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(所有権移転)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 第10回第2農地部会を開会させていただきます。
議事録署名者を6番 田口慶則委員、7番 棕下保委員、よろしくお願ひします。
議案書の差し替えがありましたので、まず始めに訂正した箇所の説明を事務局お願ひします。
- 事 務 局 すみません。座って説明させていただきます。大変申し訳ございません。議案書の差し替えをお願ひいたします。
今回、旧議案書の12ページ、議案第5号の番号1の案件につきまして、権利の種類が所有権移転へ変更したことにより、申請書が訂正されましたことから、議案第5号から当案件を削除しました。
また、同案件については、新議案書の8ページ、議案第3号の番号3に追加をさせていただきます。
なお、これらの削除・追加に伴い、10ページ下の議案第3号の合計欄、12ページの議案第5号の合計欄についても、新議案書のとおり訂正をさせていただきます。
- 以上、今回は議案の取消し及び追加、およびそれらに伴う合計欄の訂正などがございましたことから、議案書自体を差し替えとさせていただきます。
- 以上で、議案書の差し替えについての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局から説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。
- 次に、会長の専決等の報告事項にはいりません。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願ひします。
- 事 務 局 はい、議長。議案書の1ページをお願ひいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1から2で、件数は2件、合計面積はいずれも田で14,156㎡でございます。
- これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから3ページをお願ひいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
- 番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は12,944㎡で、その内訳

は田が11,095㎡、畑が1,849㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は1件で、合計面積はいずれも畑で62㎡でございます。

5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 建売（分譲）住宅用地
番号2 一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は2件で、合計面積は671㎡で、その内訳は田が252㎡、畑が419㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 40,389㎡、渡人 _____、面積 653㎡、申請地 稲葉町稲初垣内____、台帳地目・現況地目とも田、面積 77㎡ 外3筆、合計面積 691㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 8,125㎡、渡人 _____ 成年後見人 _____、面積 524㎡、申請地 稲葉町中山____、台帳地目・現況地目とも田、面積 524㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 榊原、受人 _____、面積 99,528㎡、渡人 _____、面積 3,297㎡、申請地 榊原町船ヶ谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 449㎡ 外2筆、合計面積 1,542㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 大井、受人 _____、面積 8,798.30㎡、渡人 _____、面積 6,023㎡、申請地 一志町井生笠月 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 592㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 _____、面積 6,308㎡、渡人 _____、面積 2,094㎡、申請地 白山町川口宮ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,094㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 川口、受人 _____、面積 2,235㎡、渡人 _____ 外1名、面積 12,978㎡、申請地 白山町川口関ノ宮 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡ 外2筆、合計面積 3,033㎡。

これにつきましては、受人は、兼業による労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は6件、合計面積は8,476㎡、このうち田が7,884㎡、畑が592㎡でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から3番まで、お願いします。

棕下委員 7番 棕下でございます。まず1番でございますが、10月9日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所の職員と私とで、確認をしてまいりました。場所は _____ バス停から南へ約300mのところでございます。事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

2番でございますが、これも同じ日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所の職員と私とで、確認をしてまいりました。場所は _____ から北へ約400mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。問題はないと考えます。

3番でございますが、これも同じ日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所の職員と私とで、確認をさせていただきました。場所は_____バス停から南へ約400mのところでございます。事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。10月9日の日に守山会長以下、私と片岡委員、地元推進委員、事務局職員と現地確認してきました。これは_____の北側に位置し、申請地は_____の端にある、現在通路として使用している部分でした。現況は畑にすぐ復元できる状態で、譲渡人からの要望により、譲り受けるのとこと何ら問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。5番、6番お願ひします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の職員とで確認をしてまいりました。場所は_____から西へ300mほど行ったところで、事務局の裏側になります。受入は現在申請地を貸借し、大豆を栽培しており、近くでも水稻を栽培しています。何ら問題はないかと思ひます。

6番ですけれども、これも同じく西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の職員とで見えてまいりました。場所は_____の南で約100mおよび250mの地点になります。この土地も受入が数年前から耕作をしておりまして、何ら問題はないかと思ひますのでよろしくお願ひをいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思ひます。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 新家町東畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 152㎡ 外1筆、合計面積 505㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル

設置面積は、272.25㎡、設置率は、転用面積の53.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 亡 _____ 相続人代表 _____、申請地 庄田町若林_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 152㎡ 外2筆、合計面積 379㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和元年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町釣部谷_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 509㎡。

これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、周囲が山林のために当たりが悪く、獣害被害もあるため、昭和50年頃に杉を植樹しており、所有者から始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,393㎡、このうち田が509㎡、畑が884㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員 6番 田口です。去る10月9日の日に現地確認をしてみました。地元推進委員、農業委員の諸戸さんと椋下さんと私と久居総合支所の職員と見てまいりました。場所は_____のすぐ西で、既に周囲には太陽光発電施設が出来ているところになるため、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。2番でございますが、これも10月の9日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで現地を確認してまいりました。場所は_____団地から西へ50mぐらいところでございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと考えます。

3番でございますが、これも10月9日の日に諸戸部会長と田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員と私とで確認させていただきました。場所は_____バス停から北へ約400mのところでございます。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 どうです、よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町卯ノ花 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 506㎡ 外1筆、合計面積 1,323㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 496㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居小野辺町東浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 318㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 庄田町若林 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 46㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和38年頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 555㎡ 外11筆、合計面積 5,267㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を受人が経営する法人の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大井、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町井関平岩 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 624㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、424.76㎡、パネルの
設置率は、転用面積の68.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断
されます。

番号7、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 232㎡ 外1筆、合計面積 501㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分
譲）住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片
野内山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡ 外2筆、合計
面積 639㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個
人住宅用地及び倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断され
ます。

番号9、地区 家城、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 白山町南家城西出 _____、台帳地目・現
況地目とも田、面積 963㎡ 外3筆、合計面積 2,662㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,380.88㎡、パネル
の設置率は、転用面積の51.9%になります。農地区分は、第2種農地と判
断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口小野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 337㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用
地とするものですが、平成8年から同じ目的で使用されており、始末書の提出
がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種
農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口小野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 272㎡ 外1筆、合
計面積 321㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を物置用
地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、受人 合同会社 _____ 代表社員 株式会社 _____
職務執行者 _____、地上権者 _____ 株式会社 支配人 _____
渡人 _____、申請地 白山町川口上野 _____、台帳地目・現況
地目とも田、面積 241㎡ 外1筆、合計面積 274㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用

道路とするものですが、その後当該地を_____株式会社に地上権設定するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大三、受人 _____、賃借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木沖広_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 697㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、その後当該地を_____株式会社に賃貸借するものです。パネル設置面積は、369.6㎡、設置率は、点検管理用の駐車スペースを確保することから転用面積の39.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木市川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 565㎡ 外2筆、合計面積 1,176㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接地との一体的利用により541.2㎡、設置率は、同様に一体的利用により、45.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木山わき_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外1筆、合計面積 1,519㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、704.6㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町中ノ村古町_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 82㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車庫用地とするものですが、平成15年から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は16,282㎡、このうち田が9,608㎡、畑が6,674㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番から3番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る9日の午後、本庁職員2名、会長、部会長、地元推進委員と私と見てまいりました。場所は_____から東へ50mぐらいのところ

です。これも何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

2番ですけど、場所は_____のすぐ南です。農業委員の諸戸さん、棕下さん、私と地元推進委員で見てまいりました。これも何ら問題ないと思います。

3番ですが、これも9日の午前中に見てまいりました。_____から南西へ約400mのところですか。これも農家住宅ということで何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番、5番 お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。4番でございますが、議案第2号の番号2と同じ場所でございます。諸戸部会長と田口委員、地元推進委員と久居総合支所の職員と私とで、確認をさせていただきました。事務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと考えます。

5番でございますが、10月9日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員と事務局3名と私とで確認をさせていただきました。場所については_____団地から北へ約40mのところでございます。事務局の説明どおり、何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議 長 ありがとうございます。6番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。去る9日の日に守山会長と私、地元推進委員、事務局職員で確認してまいりました。申請地は住宅地のほぼ真中、周囲全部家が建っているところですか。何も問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。7番、8番 お願いします。

守山委員 15番、守山です。7番ですが10月9日の日に現地で、守山・宮本・片岡農業委員、地元推進委員と一志総合支所2名の職員で申請人の説明を受けました。この場所は_____に隣接するところでございます。周辺は住宅が密集しておるところの中にあります。

また、8番についても似たような場所でありまして、同じような条件の申請でありますので、ご検討をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。9番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。10月の9日に守山会長はじめ諸戸部会長、地元推進委員、中谷・西森の両農業委員と太陽光事業者の方、本庁事務局と白山総合支所職員というメンバーで立会いをさせていただきました。現場は_____の西側に位置し、名松線を挟んだ場所になります。周りが全て住宅地であることから、地元より反対という意見が出ているとの話があり、これについては業者の方が、地元の反対の声を把握していると聞きました。しかし、結果としてこの場所で「反対なのか」「してもいいのか」という意見は私の耳に届いておりません。事務局に何か情報は入っていますか。

事務局 業者の方に確認しましたら、業者は環境部と調整をしているようです。環境部の方からは協定書を結ぶべきだという話の指導を受けているそうです。

議長 わかりました。

議長 次に行きます。10、11、12とお願いします。

中谷委員 15番、中谷です。10番、11番は隣り合ったところですので一緒に説明させていただきます。9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、総合支所の職員、行政書士とで確認をしてまいりました。場所は_____の入り口から西へおよそ250m行った、_____の南側に位置します。この土地は受人の親戚にあたる渡人が転居することになりまして、申請地は畑と一部物置が建っておりますが、問題はないかと思えます。

12番ですけれども、これも同じく9日の日に、西森・中谷両委員と地元推進委員、総合支所の職員と行政書士とで確認をしてまいりました。場所は_____から東へおよそ1kmの地点になります。_____に設置される太陽光発電施設から張られる送電線用の鉄塔用地へ進入するための道というかたちで申請が出ております。地元との問題も聞かれておりませんので何ら問題はないかと思えます。

続きまして13番ですけれども、9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、総合支所の職員、行政書士とで確認をしてまいりました。場所は_____から南東へおよそ300mの地点です。受人と渡人は親子でして、私が行った時に、近所の方に聞いたところ、転用事業に関する説明は受けてないとのことでしたが、立会人の行政書士がすぐ説明をさせてもらいますということでしたので、何ら問題はないかと思えます。

次ぎは14番、15番ですけれども、これも隣り合ったところですので一緒に説明をさせていただきます。9日の日に会長、部会長、それと本庁事務局、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所職員、行政書士とで確認をしました。場所は_____から南へおよそ350mのところにあります。周りは本当に山でしてどこにも迷惑はかからない。何も問題はないようなところですのでよろしく願いいたします。

最後に16番ですけれども、これも9日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の職員とで確認をしてまいりました。場所は国道165号線から_____へ曲がる信号の一つ手前にある、_____という信号から南側へおよそ100m行ったところでは、_____の東側に当たります。この土地は西と東に分かれた三角地になっておりまして、作物を栽培するには不適切であるため、何ら問題はないかと思えますのでよろしく願いをいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見をお聞きしたいと思えます。どうですか。

議長 よろしいですか。太陽光の件では事務局特に注意していただいて、事前に経過などを詳しく聞いていただくということをお願いいたします。

事務局 それでは今日の審議の時にいただいたご意見も、前回立ち会っていただいた業者の方にはしっかり伝えさせていただいて、協定とかそういった形の中で、地元の不安を払拭できるようなかたちで良好な関係で事業を進めるように、改めて伝えさせていただきます。

議長	<p>後はよろしいか皆さん。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p>
	<p>番号1、地区 波瀬、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 一志町波瀬川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 952㎡。</p>
	<p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、464.26㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p>
	<p>番号2、地区 波瀬、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 一志町波瀬川原出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,345㎡ 外1筆、合計面積 1,455㎡。</p>
	<p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、541.2㎡、設置率は、進入路を確保することから転用面積の37.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p>
	<p>以上、件数は2件、合計面積は畑で2,407㎡でございます。</p>
	<p>この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
	<p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。</p>
宮本委員	<p>9日の午後、1番と2番混同していますが2番は事務局から来ていただいたようです。現地は相当荒れた畑であるため、賃貸で太陽光を設置されるということは問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方の意見をお聞きしたいと思います。</p>

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定したいと思います。
	続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
	番号1、地区 家城、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、 貸人 _____、申請地 白山町城立井デノヲク _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 79㎡。
	これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借権を設定し、申請地を進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	以上、件数は1件、合計面積は田で79㎡でございます。
	この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
西森委員	17番、西森です。10月の9日、地元推進委員、中谷・西森両委員、白山総合支所事務局、借人である業者の方とで立会いをさせていただきました。現場は、_____集落から_____方面へ登って行った山間地の場所で、現状は木が植わっておりまして、到底農地として維持していけない状況ではありましたが、何ら問題はないと考えさせていただきました。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願について でございます。</p> <p>番号1 地区 大井、願出者 _____、申請地 一志町井生中里_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 138㎡。</p> <p>これにつきましては、提出されております平成2年4月30日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに物置があることが確認できます。</p> <p>このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は畑で138㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p>
宮本委員	<p>14番、宮本です。現況は既に建物が無かったですが、過去に道路を拡幅した時から既に建物が建っていた形跡がありました。申請地周辺は土地区画整備がされていなかったところで、非農地証明については問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。</p> <p>次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積</p>

計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で10,090㎡、畑の使用貸借で396㎡、契約件数は5件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で9,324㎡、畑の使用貸借で462㎡、契約件数は4件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,792㎡、契約件数は3件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で1,149㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて28,355㎡、畑の集積が、使用貸借で858㎡、合計契約件数は13件、合計面積は29,213㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区1件、一志地区2件、白山地区1件、で合計4件、合計面積は15,137㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で28.6%、面積で51.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。何か皆さん方にお聞きしたいことは。

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第10回 第2農地部会を閉会します。

午後 3 時 2 6 分

上記は、第 1 0 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____